

令和五年七月十日（号外第四百十五号）国家公安委員会規則第十二号（刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則）

（原稿誤り）

二 第一条表禁止
中改正後
欄中四

禁止

令和五年六月十六日（号外第四十九号）デジタル庁告示第十号（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示）

（原稿誤り）

八〇下 一二高騰重点支援 高騰支援

同日（同号外特）デジタル庁・総務省告示第二十一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示）

（原稿誤り）

八三下 終りから 一二高騰重点支援 高騰支援

同日（同号外特）デジタル庁・総務省告示第二十二号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示）

（原稿誤り）

八七上 終りから 九高騰重点支援 高騰支援

令和五年六月二十一日文部科学省告示第五十二号（大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

四下 七一部改正 一部を改正